

## 教 育 庁

No. 18

制 度 名	教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）	主管課名	特別支援教育課 指導G																
		問合せ先	029-301-5280																
目的・趣旨	特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備するとともに、医療的ケアのための看護師や外部専門家を配置することにより、特別支援教育の推進を図る。																		
<b>〔対象団体〕</b> 市町村、特別支援学校を設置又は特別支援学級を置く学校を設置する学校法人																			
<b>〔対象事業〕</b> ①特別な支援が必要な子どもが就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う事業。 ②学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るために、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを行う看護師等の配置を行う事業。 ③特別支援学校における自立活動の充実を図るために、個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家と連携を行う事業。																			
<b>〔補助要件等〕</b> 上記〔対象事業〕に示す①から③のいずれかの事業を行っていること。																			
<b>〔対象経費〕</b> ①諸謝金、旅費、備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料及び損料、会議費、人件費、保険料、雑役務費、職員厚生経費 ②旅費、消耗品費、通信運搬費、人件費、保険料、雑役務費、職員厚生経費 ③諸謝金、旅費、消耗品費、通信運搬費、人件費、保険料、雑役務費、職員厚生経費																			
<b>〔補助限度額等〕</b> 文部科学省が定める国庫補助限度額																			
<b>〔経費負担割合〕</b>																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>市町村</th> <th>その他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〔対象事業〕に示すすべての事業</td> <td>1/3</td> <td>—</td> <td>2/3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>〔4年度当初予算額〕 2,900 百万円 ※教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の国予算。</td> <td colspan="4" rowspan="2">〔4年度補助対象団体〕 令和4年6月頃決定予定</td></tr> </tbody> </table>					区 分	国	県	市町村	その他	〔対象事業〕に示すすべての事業	1/3	—	2/3	—	〔4年度当初予算額〕 2,900 百万円 ※教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の国予算。	〔4年度補助対象団体〕 令和4年6月頃決定予定			
区 分	国	県	市町村	その他															
〔対象事業〕に示すすべての事業	1/3	—	2/3	—															
〔4年度当初予算額〕 2,900 百万円 ※教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）の国予算。	〔4年度補助対象団体〕 令和4年6月頃決定予定																		
<b>〔備考〕</b> 補助要件、対象経費等の詳細は、文部科学大臣裁定「教育支援体制整備事業費補助金（切れ目ない支援体制整備充実事業）交付要綱」による。 本補助金の交付申請受付は、前年度2月頃を予定。																			

# 切れ目ない支援体制整備充実事業

令和4年度予算額（案）

(前年度予算額)

29億円

24億円

## 背景・課題

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の成立・施行を踏まえ、医療的ケア看護職員を配置するとともに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備や外部専門家の配置を行うことにより、特別支援教育の推進を図る。

### ○ 医療的ケア看護職員配置事業

- 学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、校外学習や登下校時の送迎車両に同乗することも含め、自治体等による医療的ケア看護職員の配置を支援

(2,611百万円 (2,068百万円))

**2,400人分 ⇒ 3,000人分【拡充】**

※校外学習や登下校時の送迎車両への同乗に係る経費も含む。

【参考】医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

(令和3年6月18日公布、令和3年9月18日施行)

- 第十条 国及び地方公共団体は、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充が図られるよう、医療的ケア児が在籍する学校に対する支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 学校の設置者は、その設置する学校に在籍する医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようにするために、看護師等の配置その他必要な措置を講ずるものとする。

【参考】医療的ケア看護職員の効果的な配置も含め、医療的ケアの実施体制の構築に資する取組を実施するため、小・中学校等における医療的ケア児の受け入れ・支援体制の在り方に関する調査研究を実施。

### 補助対象等

- 都道府県・市区町村・学校法人  
(幼稚園・小中高校・特別支援学校)
- 補助割合 国：1/3 補助事業者：2/3

### ○ 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

- 特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップを支援 ※交付初年度から3年限り

#### 1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備

#### 2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組づくり

#### 3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進

(早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援)

#### 4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

### ○ 外部専門家配置事業

- 個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置を支援 348人分

【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領

第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い

児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにするものとする。

### アウトプット（活動目標）

自治体等が実施する①地域の小・中学校等での特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制の整備②医療的ケア看護職員の配置や外部専門家の配置について支援

### アウトカム（成果目標）

学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等が策定され、医療的ケア児の受け入れ体制の整備が進展  
(指標) 学校における医療的ケアの対応に関するガイドライン等の策定割合  
(令和3年度：-% (今年度調査予定))

### インパクト（国民・社会への影響）

障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮できる共生社会の実現